

# ひの市民活動団体連絡会ニュース23号

平成23(2011)年8月15日  
 発行：ひの市民活動団体連絡会  
 会長 湯口 裕  
 編集：広報部会  
 〒191-0012 東京都日野市日野1369-27  
 TEL / FAX 042-581-6144  
 E-mail:hino-cagcm@tokyo.email.ne.jp  
 URL://hinokaturen.sakura.ne.jp/index.htm.

## 連絡会主催 行政計画説明会報告

### 「これからの市民活動支援及び協働推進に向けて」

去る6月21日（火）18時半よりひの市民活動支援センターにて日野市企画部荻原部長を招いて行政計画説明会を行いました。

荻原部長は冒頭「3.11以降世の中が変わってしまった。いや、変わらなくてはならない。今、私たちの暮らしを改めて考える境目なのだ」と発言されました。そして当初予定されていた行政の考える「協働」を提案するのではなく、参加している皆さんと「協働」の今後について考える時間にしたいと切り出されました。2020プランでも、「市民参画」「市民活動との協働」を大きく掲げてはいるが、掲げるだけではなく具体的に積み上げていくことを大切にしていきたいと語られました。



それを受けて連絡会の湯口会長から、中間支援組織として連絡会はどうあるべきか？また連絡会に期待することについて皆さんで話し合いましょうと提案され、以下のような内容が話題となりました。

#### ○ひの市民活動連絡会の位置付けと方向性は？

- ・市民団体同士を結びつける役割がある
- ・行政とのパイプ役となる
- ・市民団体が元気になるように機能してもらいたい
- ・市民活動団体が活動しやすい環境を整える
- ・2020プランの「参画と協働のまち」の中で現状45NPO法人を60に増やすと唱っている  
これから活動しようしている人への支援も重要

- ・それぞれの団体が目的をもって活動している。それが日野市が抱えている課題とも重なっているはずだ
- ・日野市が今どのような課題を抱えているのか今日は伝えてもらえると思っていた

#### ○行政に期待する参加者の声

- ・行政にはとにかく現場を見て欲しい
- ・とことん情報発信をして欲しい
- ・幅広い視野をもち、失敗を恐れず、共に困難を楽しむ力量を期待したい
- ・市民団体の持つノウハウを大いに活用して協働していこうという志を持ってもらいたい



ディスカッションの後、今後の連絡会のあり方を考えていく場には、行政としても参加させてもらいたいという発言もありました。

全体を通し、今後も協働について考えていくことをお互いに確認する有意義な時間となりました。スローガンのみならず真の協働となるようお互いに努力していくことこそ大切だと感じました。

(広報部会 中川 ひろみ)



左から土屋連絡会副会長、荻原企画部長、連絡会湯口会長  
そして地域協働課の皆さん

シリーズ第1回

# 私たちのまちに寄付する文化を育てましょう



東日本大震災の被災者への義援金募金が続いています。昨年末のタイガーマスク現象といい、この度の義援金の広がりといい「ひとのために役立ちたい」そんな気持ちをだれもが持っていることを改めて認識させられます。ひの市民活動団体連絡会では2年前から「ふるさと納税プロジェクト」を立ち上げ、市民の寄付による住みよいまちづくりを呼び掛けてきました。今年度これを「寄付文化プロジェクト」と改称して、より幅広く寄付文化を日野市に育てる活動に発展させることとしました。



## NPO法の改正と新寄付税制で

### NPOを支援する環境が劇的に変化

2011年6月、特定非営利活動促進法（NPO法）が大幅に改正され、続いて新寄付税制と呼ばれる所得税法等の改正が行われました。二つの法改正によって、NPO法人は個人や企業からの寄付という形で活動資金が得やすくなります。この二つの法律改正には様々な内容が盛り込まれていますが、ここでは私たち市民活動に携わるものが最初に押さえておきたい点を紹介します。

#### 【NPO法改正の要点】 平成24年4月1日施行

##### ①新たな活動分野の追加

NPO法人の活動分野として、従来の17分野に加えて「観光の振興を図る活動」など三つの活動が追加されました。

##### ②認定NPO法人制度を税法からNPO法へ

従来の認定制度がそのまま税法からNPO法に組み入れられました。また、認定機関が国税庁から都道府県に移行しました。これに伴い、認定の相談や受け付けが簡易に出来るようになります。※

##### ③仮認定制度の導入

PST（パブリック・レポート・テスト）をクリアしていなくても認定NPO法人として暫定的に税優遇が受けられる仮認定制度が導入されました。

#### 【新寄付税制の要点】 平成23年7月1日施行

市民活動団体にとって重要な改正点は次の点です。

##### ①新たなPSTの導入

新たなPSTの導入により認定要件が緩和されました。「年間に3000円以上の寄付者が100人以上」の条件を満たすというもので、多くのNPO法人

が認定を受けられる環境となりました。

また、PSTの初回実績判定期間が2年間に短縮されました。（従来は5年）

##### ②所得税の税額控除制度の導入

認定NPO法人に寄付した個人は、寄付金額に応じた税額控除が受けられこととなりました。

（年度内の寄付総額のうち2000円を越える金額の40%相当額が所得税から控除されます。従来は所得税における所得控除だけでした。住民税の減額も合わせると最大で寄付総額の50%が減額されます。いわば寄付の半分を国や自治体が肩代わりする仕組みと言えます。）

### 収入500万円の人が5万円を寄付した場合

#### 新しい減税制度（税額控除）

所得税の減額 19,200円	住民税の減額 4,800円	税減額総額 = 24,000円
-------------------	------------------	--------------------

$$(5万 - 2000) \times 0.4$$

寄付金額

控除率

$$(5万 - 2000) \times 0.1$$

寄付金額

控除率

#### 従来の制度（所得控除）

所得税の減額 4,800円	住民税の減額 4,500円	税減額総額 = 9,300円
------------------	------------------	-------------------

$$(5万 - 2000) \times 0.1$$

寄付金額

控除率

$$(5万 - 5000) \times 0.1$$

寄付金額

控除率

#### ※NPO法人と認定NPO法人

NPO法人は、法律に定める要件を満たしておれば設立が認められる。認定NPO法人は、NPO法人のうち一定の要件を満たしていると認められた法人で、税制上の優遇措置が与えられる。認定を受けるための最も重要な要件は、市民からの支援をどれだけ得ているかを数値的に実証するPSTと呼ばれる要件をクリアすることである。

因みに：現在日野市にある認定NPOは「認定NPO法人工芸技能研究所」一つだけである。

連絡会ニュースでは3回にわたって日本における寄付文化がどのように変わりつつあるのか、寄付することによって私たちは何をもらえるのかを考えてみたいと思います。シリーズ第2回は、寄付制度を活用してまちづくりに取り組む自治体の取り組みをレポートします。（寄付文化プロジェクト・リーダー 湯口 裕）

# 日野市市民活動支援補助事業 への取り組み



NPO法人市民サポートセンター日野  
事務局長兼任理事 土屋和子

当団体では、実施事業の中から新しいニーズを探りそのニーズの具体化と事業展開を「日野市市民活動支援補助事業」に提案してきた。平成18年度に「多摩平団地自治会ホームページ制作事業」。平成20年度に「ひのママのらくらく子育て応援マップ(裏面は高幡不動駅前周辺子育て応援お店マップ)」。平成22年度に「おむすびころりん知恵袋」。今年度は「ふれんどさん養成講座事業」にそれぞれ補助金を交付されている。



## 【補助金交付までの段取り】

毎年4月に日野市企画部地域協働課から補助事業申請のお知らせが送付されてくる。おおむね5月初旬に、地域協働課に申し込む。申込書(事業概要及び団体の概要)に(1)事業提案書(2)事業予算書(3)定款、規約または会則を添付する。

補助金の交付額は提案事業に係る経費の75%までである。25%は自主財源となる。ここ3年ほどは補助金交付額が50万円で1団体に交付される上限額は25万円と決められている。

今年度の場合、6月7日に庁舎内で応募団体のプレゼンテーション(プレゼン10分、質問10分)があった。その後6月13日付で選考結果通知書をいただいた。

補助事業は年度内に終了させ、3月31日までに事業報告書を地域協働課に提出することになっている。

## 【プレゼンテーションへの取り組み】

市民活動支援補助事業に応募し提案することは、団体にとって行政へのアピールの場である。また、行政との協働事業として展開していくきっかけにもなるかもしれない大切なプレゼンテーションの場ととらえている。このため、事前に市民のニーズ調査をし、最新のデータで裏付けのある提案を心掛けている。当団体はパワーポイントを使用してプレゼンしたが、書面と説明のプレゼンでもよい。事業実現への熱意はもちろんだが、それを裏付けるデータや論理構成が求められる。また、具体的な事業がイメージでき、その事業を行うことによる日野市民への効果や事業そのものの発展性などがわかりやすく伝えられるようなプレゼンを目指してきた。

## 【日野市市民活動支援補助事業になると…】

自主事業なので、資金援助が25%自己資金にしても、何にも代えられない支援である。しかし、それ以上に日野市市民活動支援補助事業と事業名に冠を付けられることが、市民に信頼感、安心感を与え事業の効果も大きくなる。

平成18年度は、我々以外の団体の申請はなくライバルもいなかったが、一昨年、今年と複数団体の応募があり、心して準備しないといけないなあ…と感じている。応募のプレゼンが市民へ公開となって、他団体のプレゼンを見ることができれば、お互いに勉強になるのね、と思っている。

## ○▼□参加団体活動紹介○▼□

### ひの・まちの生ゴミを考える会

生ごみは資源だ！燃やすのはモッタイナイ！

可燃ごみの約半分を占める生ごみをいかにして減らすかは、全国の自治体の最大の課題の一つである。地方では大規模な生ごみの堆肥化施設で処理をしているところもあるが、都市においては容易にできることではない。

当団体では、日野市においては生ごみをできるだけ燃やさずに堆肥にして土に返す循環処理方式を基本にしたらどうかと調査、研究、視察などを行い市へ提案している。

地域ぐるみの処理は、5年前から第8小学校区内で約200世帯から生ごみを回集し畑へ直接投入し「土ごと発酵」



させ野菜や花をつくる「せせらぎ農園」がコミュニティガーデンとしてすでにスタートしている。さらに今年7月から新しく神明町で約50世帯の生ごみを畑で堆肥化し、野菜や花をつくる「神明畑芽ぐらす」が2ヶ所目としてスタートした。

今後、家庭で簡単に堆肥化できる講習会も行い、あわせて地域ぐるみで処理する方式の普及・啓発など、環境にやさしい生ごみ処理に取り組みたい。

(代表 中尾 ひろえ)

地域協働課から

## 「これからの市民活動支援 及び協働推進に向けて」

6月21日に行われました行政計画説明会では、市民活動支援や市民活動団体と行政との協働をどうしていくかについて、当日参加されていたひの市民活動団体連絡会の会員の方々と、意見交換することができました。

連絡会が発足した当初は、市民活動団体と行政とが、このような話題で話し合いをすることも多かつ

たようですが、近年はあまりなかったと思います。

東日本大震災を機に、地域のつながりの大切さが改めて注目されており、市民活動団体や自治会などの地域コミュニティの重要性が高まっているなか、これからの市民活動支援について、連絡会の役割について、立ち止まって考え直すよい機会となりました。

市民活動団体と行政とが互いに意見を出し合い、コミュニケーションをとっていくことは、協働して地域の課題に取り組んでいく上でも必要です。今後も、立ち位置を確認し合いながら、気軽に意見交換できる場を設けられたらよいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



### ◆◆事務局だより◆◆

#### 1. 支援センターでの節電ご協力宜しく！！

- イ. エアコンは28度設定とする。
- ロ. 照明は必要最小限に止める。
- ハ. エアコン、印刷機、PC等スイッチの消し忘れ防止の徹底。最終利用者はメイン電源を切る。

少しでも電力不足の解消につなげよう！

#### 2. ねんも公園に関するお知らせ

##### (1) 清掃マニュアル作成

ねんも公園清掃マニュアルを作成しました。マニュアル、清掃記録簿、清掃範囲地図及び緑化協会発行資料を合わせて配信済みです。

##### (2) 秋の一斉除草日

今年度2回目のねんも公園一斉除草は  
**9月25日（日）9：00～** です。

皆様のご協力、宜しくお願いします。

(前回6月の作業の様子)



### 「NPO法人たまりばあ」からのお願い！

NPO法人たまりばあは、現在2つ目の知的障がい者ケアホーム第2たまりばあ寮(定員5名)を平成23年7月開設致しました。開設にあたり生活に必要な家財道具がなく不自由しております。そこでお願いですが、ご家庭で、または団体でご不要になられた物品があればご提供下さると大変ありがたいです。

具体的には食器類、台所用品、医療雑貨(シーツ、タオル、バスタオル、ふきんなど)、テーブルクロス、収納ケースなどなど。軽自動車で運べる位のものなら、取りに伺いますので、ご協力をお願い申し上げます。

NPO法人たまりばあ 代表 鈴木 陽一

連絡先 090-3503-3770

### … 新規加入団体紹介 …

NPO法人Rapport (理事長・吉岡卓人) が5月に入会されました。平成23年8月現在、総加入団体数は34団体です。

### 《ひの市民活動団体連絡会の後援名義の 使用許可が可能に》

連絡会加盟団体の事業内容が下記に該当するものに関して、後援名義の使用が出来るようになりました。大いに活用し事業の充実を図りましょう。

- ① 営利を目的にしないこと
- ② 公益的・社会的な事業であること
- ③ 政治的・宗教的活動でないこと

(問い合わせ) 事務局まで

### 編集後記

東日本大震災より早5ヵ月。まだまだTVを通じての画面では津波のあとが見てとれます。日野市内でもそれぞれの団体が義援金、支援金を送る活動が続いています。なによりも活動は一つ一つの積み重ね。市民が参画してこそこのものだと思います。今年も猛暑。節電にめげずに頑張らしましょう。(NPO法人たまりばあ鈴木)